官庁報告

官庁事項

事務所の住所変更

第六管区海上保安本部高松海上保安部小豆島海上保安署は、次のとおり住所が変更されました。

平成二十三年三月二十二日　海上保安庁

一　名称　第六管区海上保安本部高松海上保安部小豆島海上保安署
一　住所　香川県小豆郡小豆島町坂手甲一八三五―一二
一　郵便番号　七六一―四四一二
一　電話番号　〇八七九―八二―二七九
一　変更開始日　平成二十三年三月二十二日
一　問い合わせ先　小豆島海上保安署　〇八七九―八二―二七九

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

静岡労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃（平成16年静岡労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成23年３月22日

静岡労働局長　新宅　友穂

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、１本（キャップ通しについては１個）につき、金額欄に掲げる金額

業務	内容	規格	金額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーなどに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき22銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき37銭
		50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	１本につき43銭
		２メートルを超える電線について行うもの	１本につき53銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき22銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき46銭
		50センチメートルを超え１メートル以下のチューブについて行うもの	１本につき59銭
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		１個につき39銭

(注)　「カプラー差し」は端子を１本につき、「チューブ通し」はチューブを１本につきの金額をいう。

4　効力発生の日　平成23年４月21日

資　料

平成23年１月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項目	１月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	−4,838	6,817	108
（対前年同月比）	（　—）	（32.1）	（　—）
貿易収支	−3,945	7,688	1,667
（対前年同月比）	（　—）	（23.2）	（　—）
輸出	47,562	58,511	46,242
（対前年同月比）	（2.9）	（14.0）	（40.9）
輸入	51,506	50,824	44,574
（対前年同月比）	（15.6）	（12.8）	（8.0）
サービス収支	−893	−871	−1,559
所得収支	10,137	5,817	9,159
経常移転収支	−680	−681	−448
経常収支	4,619	11,953	8,819
（対前年同月比）	（−47.6）	（30.5）	（　—）
投資収支	−16,739	−8,617	−4,496
直接投資	−2,637	−9,975	4,359
証券投資	77,900	−45,063	52,576
（証券貸借取引を除く）	（61,273）	（−15,610）	（20,563）
金融派生商品	500	−429	23
その他投資	−92,503	46,850	−61,453
（証券貸借取引を除く）	（−75,875）	（17,391）	（−29,441）
その他資本収支	−191	−196	−196
資本収支	−16,930	−8,813	−4,692
外貨準備増（−）減	3,625	−341	−1,733
誤差脱漏	8,686	−2,799	−2,394

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　告

諮事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　ベスティング投資顧問株式会社

2．住所　京都市北区上賀茂桜井町63番地　モンベール北山401号

3．代表者の氏名　多田　光邦

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第97号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年９月22日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年３月22日

近畿財務局長　山崎　穣一